

（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第三十五条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項 第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特 定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用 の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める 費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げる額とする。		介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項 第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特 定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用 の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める 費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下 欄に掲げる額とする。	
区分	額	区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六十六円	ユニット型個室	一日につき二千六十六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千七百二十八円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円
従来型個室	一日につき千二百三十一円	従来型個室	一日につき千七百七十一円
多床室	一日につき九百十五円	多床室	一日につき八百五十五円
備考		備考	
一～四（略）		一～四（略）	